

議事進行

1. 第三セクターとして CSR〔企業の社会的責任〕を議論したことはあるのか。議論したなら、沿線住民・道民・道議会・自治体議会に説明責任を果たすのは当然でないのか。今回株主総会からなぜ報道機関・一般傍聴者を排除したのか。

答 報道や傍聴については従来通りの対応とする。

2. 第3号議案において、代理人による議決権行使を制限する定款改正が用意され、解散決議の日、すなわち、本日から施行するとしている。念のため確認するが、代理人の発言権は保障するのか。

答 大部分の会社では、株主に議決権を制限する条項があり、これに合わせた。発言権を封じるものではない。但し発言の内容によっては、議長権限で適宜打ち切ることがある。

「報告事項」

3. 沿線住民(再生ネット)は6月2日、会社に対し公開質問状を出した。14項目の質問に対し3項目しか回答しなかった。あらためて聞くが、会社には、説明責任を果たそうとする意思はないのか。あるとするなら、本日の株主総会で説明責任を果たすのか。

答 この場で回答ということにはならない。

4. 会社は、4月21日午前0時から北見市内のハッカ記念館前踏切で遮断機・警報機の撤去を始めた。前日から、北見市内には、銀河線最終列車に乗って、全国から沢山の観光客が訪れており、撤去後のバリケードを見ていた。5月発行の『バスマガジン』17号は、「施設撤去の異常な早さに呆気に取られてしまった」「前代未聞の撤去劇は謎が深まるばかりだ」と報道した。会社は交通安全対策のために即時撤去を始めたと答弁するのだろうが、この行為は観光客に対し、確実に不信感の念を与え、再び北見に來たい意欲をそがせるに十分であった。会社は北見市の観光に貢献などしなくてよいという姿勢なのか。

(質問できず)

5. 4月21日の撤去作業は社長判断なのか、取締役会がしたのか。後者だとすると、いつその決定をしたのか。

(質問できず)

6. ① 昨年6月25日の株主総会で、会社は、社有地はすべて自己名義で登記済みと答弁したが、間違いないか。

② では、常呂郡置戸村字オケトウンナイ原野 3955 番地 2 雑種地 803 m²は平成 18 年 6 月 23 日現在 鉄道省名義になっているが、なぜ、会社名義にしなかったのか。

答 間違いなく登記は完了している。鉄道省の土地は銀河線の土地ではないのかもしれない。

再質問 置戸町に石北本線があるなら、鉄道省所有地が残っていることは理解できるが、

置戸町にはない。だから、この土地が銀河線所有地であることは間違いない。昨日法務局で登記簿 10 冊を閲覧してきたが、この 1 年間、登記未処理地を処理した形跡はまったくなかった。このちほく高原鉄道の無責任・先送り主義が、銀河線の廃止を招いた。昨年総会後 1687 筆の登記済みの確認のため、登記簿を閲覧したのか。

再答弁 閲覧した。

7. 昨年の株主総会で、社長は「継承会社があれば、交渉のテーブルに着くこと」を約束した。その約束があるから、再生ネットは「岡電」と会い、条件つきながら銀河線継承の内諾を得た。再生ネットは昨年 8 月、岡電の報告をするため社長に面会を求めたが、これを拒否した。神田北見市長の市政執行方針「対話と参加の市政」「参画と協働による住民自治の創造」は、第三セクターであるちほく高原鉄道の経営にあたっては用いられない理念であると考えてよいか。具体的に次について答弁を求める。① 再生ネットと会おうとしなかった理由を述べよ ② 再生ネットは、文書で「岡電継承」を伝えたが、これを取締役会に諮らなかつた理由を述べよ ③ 北見市企画部幹部が岡電磯野専務と電話連絡をしている。継承会社があれば話し会うと約束したのは社長であり、市長ではない。会社専務が連絡をとるのは理解できるが、いかなる権限があつて、企画部幹部が岡電に電話したのか。越権ではないか。

答 廃止を決めたのだから、話し合う必要はない。

再質問 (2 の質問も含む) 銀河線にかかわる質問は、ちほく高原鉄道(株)に答えを求めるが、いつも北見市の企画課の担当官が対応する。このようなことは沿線自治体首長もしくは取締役会でそのように取り決めているのか。

答 ここでは答える必要はない。

8. 鉄道用地を含むすべての社有地の地価調査は 3 月に終了しているはずであるから、その評価額を 7 自治体別に明らかにせよ。

答 社有地の地価調査はできていない。自治体別には明らかにできない。

9. 平成元年 3 月 3 日、会社と JR 北海道は、土地を含む鉄道財産の無償譲渡(一部貸与)契約を締結しており、第 3 条に「財産は旅客運輸営業及びこれと密接に関連する事業に用いる」、第 9 条に「譲渡財産を第三者に移転できない」との特約がある。しかし、この契約書は平成 10 年と 18 年の 2 回変更されたと聞いており、その中で第 3 条と第 9 条の特約が解除されたと聞いている。詳しい年月日を明らかにされたい。後日、その変更契約書の閲覧を求めるが許可をするか。

答 平成 10 年、18 年の変更契約で特約は解除されている。変更契約書は商法で株主にも閲覧させなくてもよいとしているので、許可する意思はない。

再質問 商法第何条にそのような規定があるのか。

再答弁 商法に規定がないから、ないということは閲覧させなくてもよいということだ(伊藤弁護士。)

10. 橋梁・レールをはじめ施設の撤去費用の調査は3月に終了しているはずであるから、その費用を、施設別・7自治体別に明らかにされたい。また、橋梁撤去後は護岸工事を行うようだが、その工事費用はいくらか。

答 さまざまなシミュレーションがあるため、明らかにできない。今後清算人会でつめていく。

11. 明治末期、この鉄道用地を取得したときは、国民の血税を持って取得したのだから、この処分にあたっての原則は公正でなければならないと考えるが、どうか。さらに有償・無償は別として、7自治体に譲渡することがあるとしたなら、自治体間に不公平があってはならないと考えるがどうか。

(質問できず)

12. レール等撤去について

13. ①6月7日付けの新聞によると、会社にはレールなどの撤去について①会社の手による一括撤去と②鉄道用地をも含めて市町村任せの2案があると報道されている。また、6月14日付十勝毎日新聞では「建物の撤去費用を差し引いて自治体に売却し、撤去の判断は自治体に委ねる」と報道している。取締役会の方針は決定しているのか。

答 この問題は今後、清算人会で議論することだ。

再質問 では新聞報道のように、市町村任せにする方向には決まっていないということか。

再答 決まっていない。市町村任せは一つの考えとして受け止める。

②会社の手によるレール撤去は、工事を業者に委託すれば簡単に済む。困難なのは土地の処分だ。地先所有者と交渉し1筆単位で買ってもらうことは容易なことではない。会社が1687筆を直接個人に売却する場合、その売却完了まで会社を閉じることができないと思うがどうか。それより、7自治体に一括処分することが会社として容易であり、早く会社を閉じることになるとは思わないか。この方法が、同一条件で処分することが可能となり公平だと思わないか。

(質問①の答により、この質問をする必要はないため質問せず)

③市町村任せにする場合、沿線自治体は施設の撤去あるいは活用の判断をするための時間が必要である。5月17日の衆議院農林水産委員会における松木謙公議員の質問に対し、国交省は、銀河線について「観光資源としての価値は十分ある」と答弁しており、他の鉄道廃止事例においても、跡地の活用は地域にとって重要な話であるため、数ヶ月~数年の十分な時間をかけて行っている。従って、跡地を活用したいとする沿線自治体等の申出があった場合、相当の検討期間を与えるのか。

答 そのような申し出があった場合、沿線自治体等連絡協議会(道庁協議会)で検討される。

14. 銀河線沿線には、鉄道通信用電柱・電線があるが、撤去するのか。光ケーブル等通信に活用することが可能かどうか専門家の検討を得たのか。どこの会社に検討させたのか。有効活用できるとしたなら、その価値はいくらか。売却先企業は内定して

いるのか。

(質問できず)

15. 債務額と資産額について

①一般的に、会社清算の場合、負債額合計、資産額合計を算出してから清算手続きに入る。現時点のそれぞれの額はいくらか。

答 貸借対照表のとおり(平成 18 年 3 月 31 日時点)。

②時価で表した解散時の貸借対照表は株主にいつ説明するのか。それを算出しないで清算方針は出せないのではないのか。今回の株主総会でこの貸借対照表を示されないとしたなら、臨時株主総会を開催することを確認したい。合わせて第 1 基金取崩予定額も公表されたい。

答 臨時株主総会を開き、清算方法を提案する。

③レール・橋梁等の撤去費用がまずレール等の売却収入あてられ、その不足額は会社の残余財産を処分して支払われ、それでも不足するときは第 1 基金から支出されることで間違いないか。したがって、レール等の撤去費用を第 1 基金が補填する段階ではもはや株主に配分される残余財産はないことで間違いないか。この問題は今後重要になってくるので明確に答えてほしい。

答 撤去費用は清算人会で詰めていく。第 1 基金を支出するかどうかは現時点で明らかではなく、仮定の質問には答えられない。

15. 廃止日を繰り下げなかったことについて

①住民(再生ネット)は、昨年株主総会で、14 億円の鉄道用地を売却して、運行資金に充てるよう求めたが、会社はこれを拒否した。今回、鉄道用地をどこに譲渡するかはともかく、有償とするのか、無償とするのか、明確に答えられたい。

②仮に有償譲渡だとする。14 億円でなくたとえ 4 億円で売却できたとしよう。1 年間の運行資金を確保できたではないか。取締役会はこの努力を怠ったことを認めるか。

答 ①②廃止届を出した後に、土地売却はできない。

③銀河線運行中に土地を売ったなら、この売却益は赤字に充当され法人税課税は生じない。しかし、廃止後の現時点で売却した場合法人税の納税義務が生じるのではないか。納税義務発生の有無を答えられたい。

答 答えられない。

④納税義務が発生するとの前提で聞く。仮に 14 億円で売却したとすると法人税額はいくらになるか。赤字の三セク鉄道が廃止後法人税を払った例はあるのか。この納税義務の発生は経営者としての先を見通す力の欠如ではないか。この責任は誰がどのようにしてとるのか。住民・議会に対してどのように説明するのか。

⑤廃止届を出したが、この売却益により、廃止日を繰り下げ運行することが可能であったにもかかわらず、それをしなかった。この不作為は商法 254 条の 3〔取役の定款忠実義務〕違反ではないか。

⑥運行資金が確保できたにもかかわらず、廃止日を繰り下げなかったことは、「高

速道路建設との取引条件」があったからに他ならない。そうでないとするなら、その理由を述べよ。

答 ④⑤⑥ 答弁なし

16. 第1基金について

第1基金の取り扱いについて、二つの考え方がある。一つは、橋梁撤去などは可能な限り行わず、第1基金を残し、沿線自治体に返還する。もう一つは、すべての橋梁を撤去し、返還金を少なくしようとする考え方である。再生ネットは、道・沿線自治体の財政困難な状況を考えると前者の考え方によりすすめるべきと考えるが会社としては、どちらがベターと考えているか。

答 会社として第1基金について答える立場にない。

再質問 では、どこに聞きに行けばよいのか。

答 北見市か他の自治体だ。

17. 清算人会について

①現在の市長・町長の取締役7人を含む11人の清算人会が提案されている。これまでの取締役は、半年でも1ヵ月でも長く運行させようとする努力をしてこなかった。その取締役が清算人になることは道義的に許されるのか。14億円の巨額の土地を含む財産処分相手に自治体も想定されている。そうであるとするなら、7自治体は利害関係人となる。その利害関係人の責任者が清算人になることは、商法違反にならないのか。また第三セクターの首長たる取締役が清算人になった前例はあるのか。また裁判所の見解を求めたのか。

②不当に安い価格で7自治体に土地を処分した場合、株主に訴えられることはないのか。その法的根拠、判例を示せ。

③清算人会の会議について、報道機関、株主に公開するのか。

④公開しないとした場合、次の株主総会まで株主は清算経過について説明を受けられないことになる。その間、手続きの透明性を図るため用意してある方法があるのなら示してほしい。

⑤現在でさえ、傍聴禁止と十分な説明責任が果たされていない状況で、清算人会に財産処分が一任された場合、株主や沿線住民の声が、ますます清算人会に届かないものになってしまう。清算の透明性を確保するため株主代表など現経営者以外から11人の清算人を選任することを提案する。この提案を拒否するなら、その理由を説明されたい。

⑥11人の清算人の中に北見市の顧問弁護士も含まれている。同弁護士は、これまで、会社運営について助言を与えているから、利害関係を有し、不適切ではないか。

答 意見として聞く。

(この質問の後、株主・議会代表者等11人の清算人追加の修正案を提出したが却下)

18. 会社社員に対する労働債権はすべて支払ったのか。

答 支払済みである。

・再生ネット以外の質疑

19. 神田社長は合併に伴う選挙で3月5日から1ヶ月ほど北見市長を失職しており、ちほくの社長も田中誠職務代理者に委ねるべきであった。これを行わなかった行為は違法であり、議長を副社長と交代し、この問題を議題とせよ。

答 適法であり、議長交代の必要はない。

20. ちほく高原鉄道の社員章、未使用の定期券等が高値でインターネットオークションにかけられている。会社としてこれを行っているのか。

答 会社としてはオークションにかけていない。未使用定期券が売られていることについて、それが本物か偽物か調査したい。

議案第4号 清算人11人の選出にかかる修正案

原案の 11 人の清算人に次の清算人を加える。

「道民・沿線住民・議会代表者・株主から公募等をした清算人 11 人」

修正案提出理由

1. 清算会社の財産処分にかかる株主間の利害は一様ではなく、かつ株主利益の行使に当たっては十分なコンプライアンスを確保することが重要であるから、原案以外の清算人を加えるべきである。
2. 土地を含む鉄道財産は、国有財産を無償で引き継いだものであるから、この処分に当たっては、国民の納得が得られるような透明性が確保される必要がある。
3. 原案の 11 人の清算人では、一般株主の意見が反映されない。
4. 会社の清算手続きの過程では、道税 36 億円を含む第 1 基金が消費されるから、道民及び道議会等の意向が反映されるべきである。

議案第 2 号 北海道ちほく高原鉄道株式会社の解散に際しての付帯決議

付帯決議の内容

- ・会社解散にともなう鉄道施設・土地の処分は沿線自治体への譲渡の形で行い、施設の活用・撤去は自治体に委ねる。

提案理由

1. 会社自身による直接の土地処分は 1500 人を超える地先所有者と交渉しなければならず、会社整理の 2 年以内の処分完了は困難である。
2. 沿線自治体への土地等処分は迅速な事務処理が可能であるから、会社整理も安価にすすめることができる。
3. 現状における沿線自治体の鉄道施設活用に対する方針はそれぞれ異なっており、活用方針毎に処分方針を策定した場合、公平を欠くおそれがある。